

北多摩南部建設事務所管内 河川維持管理計画

令和 7 年 1 月

東京都北多摩南部建設事務所

目次

第1章 総説.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 適用範囲.....	1
第2章 本計画の位置づけ.....	2
2.1「河川整備計画」との関係について.....	2
2.2 河川管理施設の予防保全型管理の導入.....	2
第3章 北多摩南部建設事務所管内の河川の概要.....	4
3.1 北多摩南部建設事務所管内の河川と水系.....	4
3.2 管内の河川事業.....	10
(1) 河川の管理区分.....	10
(2) 治水事業の概要.....	10
(3) 環境事業の概要.....	10
第4章 管内河川管理施設等の概要.....	11
4.1 堤防.....	11
(1) 土堤.....	11
(2) 護岸.....	11
4.2 河床構造物（根固工・水制工・床止工・護床工・魚道）.....	12
(1) 根固工.....	12
(2) 床止工.....	12
(3) 護床工.....	12
4.3 管理用通路.....	14
(1) 管理用通路.....	14
(2) 転落防止柵.....	14
4.4 調節池.....	15
4.5 分水路.....	15
4.6 水文・水理観測施設.....	15
4.7 許可工作物.....	15
第5章 河川維持管理の課題.....	16
5.1 河川管理施設の変状事例.....	16
5.2 河川区域等の適正管理に関する課題.....	17
(1) 河川区域境界及び用地境界の課題.....	17
(2) 不法行為.....	17

(3) 不適正利用	17
(4) 水難事故	17
5.3 河川環境に関する課題	18
(1) 水量	18
(2) 水質	18
(3) 水質異常事故	18
第6章 河川維持管理上求められる目標	19
6.1 洪水の安全な流下能力確保に係る目標	19
(1) 河道断面に係る目標	19
(2) 河床低下・洗掘対策に係る目標	19
(3) 河岸対策に係る目標	19
(4) 河積阻害に係る目標	19
6.2 施設の機能維持に係る目標	19
(1) 堤防に係る目標	19
(2) 河床構造物（根固工・床止工・護床工）に係る目標	19
(3) 管理用通路に係る目標	19
(4) 調節池・分水路に係る目標	20
(5) 水文・水理観測施設に係る目標	20
(6) 許可工作物に係る目標	20
6.3 河川区域等の適正管理に係る目標	20
6.4 河川環境の保全に係る目標	20
第7章 河川の状態把握	21
7.1 基本データの収集	21
(1) 水文・水理等観測	21
(2) 測量	21
(3) 河道内樹木調査	21
(4) 河川環境の基本データ	21
7.2 堤防点検等のための環境整備	21
7.3 河川巡視	22
(1) 平常時の河川巡視	22
(2) 出水時の河川巡視	22
7.4 点検	23
(1) 平常時の点検	23
(2) 出水後等の点検	24

(3) 地震後の点検.....	24
(4) その他点検.....	25
7.5 河川施設情報等の管理.....	25
7.6 河川の状況把握の分析、評価.....	25
第8章 維持管理手法.....	26
8.1 洪水の安全な流下能力確保.....	26
(1) 河道流下断面の確保.....	26
(2) 河床低下・洗掘対策.....	26
(3) 河岸対策.....	26
(4) 河積阻害対策.....	26
8.2 施設の機能維持.....	27
(1) 河川管理施設一般.....	27
(2) 水文・水理観測施設.....	27
(3) 許可工作物.....	27
8.3 河川区域等の適正管理.....	28
(1) 河川台帳の調製.....	28
(2) 河川区域境界及び用地境界.....	28
(3) 不法行為に対する措置.....	28
(4) 不適正利用に対する措置.....	28
(5) 河川の安全利用の確保.....	29
(6) 旧河川敷地の維持管理.....	29
(7) 河川予定地の維持管理.....	29
(8) 河川法 99 条による管理.....	29
(9) 野川の草刈りについて.....	32
8.4 河川環境の保全.....	33
(1) 生物の生育等について.....	33
(2) 河川景観の維持・形成について.....	33
(3) 水質の保全について.....	33
8.5 水質異常事故対応.....	33
8.6 水防のための対策.....	33
8.7 サイクル型維持管理.....	33

第1章 総説

1.1 目的

頻発する集中豪雨や台風等から、堤防の崩壊等による河川の氾濫を防止又は軽減していくためには、適切に河川の維持管理を図っていく必要がある。また、生きものの生息・育成・繁殖環境の保全及び整備や都市に残された貴重な水辺空間としての利用に対する要請も高まっており、このような観点からも適切な維持管理が重要である。

一方、管内の河川管理施設には完成から時間が経過した施設も多く、河川管理施設を良好な状態に保つよう、より効率的な維持と修繕・更新が求められている。

東京都北多摩南部建設事務所管内河川維持管理計画（以下「本計画」という。）は、東京都河川維持管理基本方針に基づき、管内河川の河道や河川管理施設の特徴や状態等を踏まえ、適正かつ効率的な管内河川の維持管理を行うため、維持管理の目標、河川の状態把握及び維持管理の手法等を定め、適正な河川管理に資することを目的とする。

1.2 適用範囲

本計画は、河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という。）第6条第1項に規定する河川区域（以下「河川区域」という。）、法第54条第1項に規定する河川保全区域（以下「河川保全区域」という。）、法56条第1項に規定する河川予定地（以下「河川予定地」という。）、並びに法第3条第2項に規定する河川管理施設（以下「河川管理施設」という。）及び法26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）の維持管理について適用するものとする。

なお、本計画では、不法行為（不法占用、不法投棄等）への対応についても対象とする。

第2章 本計画の位置づけ

2.1 「河川整備計画」との関係について

北多摩南部建設事務所に関係する河川整備計画は、「石神井川河川整備計画」、「野川流域河川整備計画」及び「神田川流域河川整備計画」がある。「河川整備計画」における維持管理については概略的な事項のみの記載であるため、本計画において維持管理の基本的な事項を記載し、河道及び河川管理施設等の状況把握、維持管理に関する手法を具体的に定める。

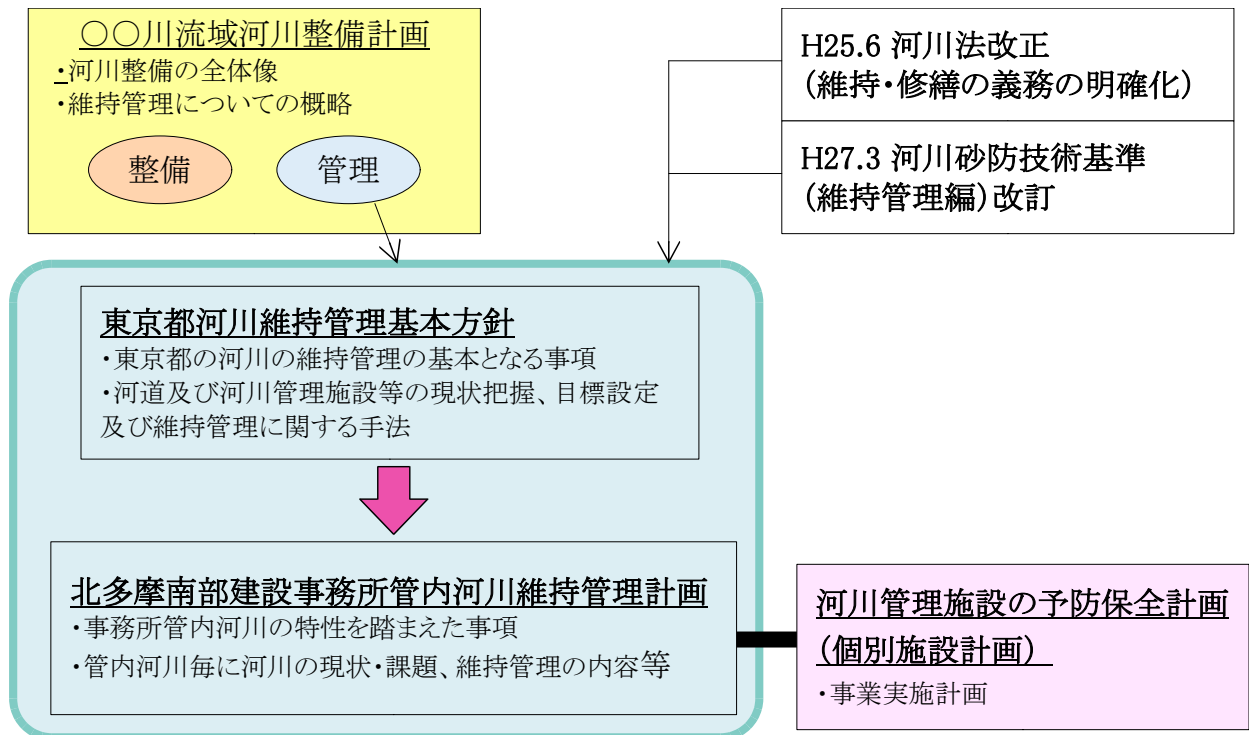


図2.1 維持管理計画と河川整備計画等の関係概念図

2.2 河川管理施設の予防保全型管理の導入

これまでに整備した河川管理施設は、経年による劣化等の影響が見受けられ、今後、更新時期を迎えることとなるなど、より効率的な施設の維持と修繕・更新が求められている。

そのため、河川管理施設等を良好な状態に保つよう、施設の長寿命化及び補修費用の低減・平準化を図る予防保全型管理を導入している。

なお、予防保全型管理の概念は図2. 2のとおりである。

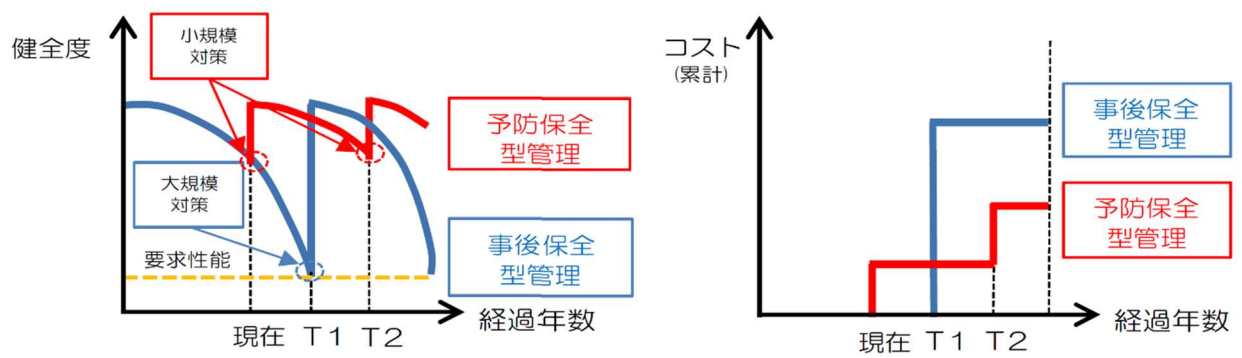


図2.2 予防保全型管理概念図

河川管理施設の予防保全計画は以下のとおりである。

- ①「河川構造物（堤防・護岸）の予防保全計画」
- ②「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画〔土木構造編〕」
- ③「河川構造物（地下調節池）の予防保全計画〔設備編〕」

第3章 北多摩南部建設事務所管内の河川の概要

3.1 北多摩南部建設事務所管内の河川と水系

管内の河川は、多摩川水系3河川（野川・仙川・入間川）と荒川水系2河川（石神井川・神田川）で、河川管理延長は約33kmとなっている。

5河川の内、管内に源を発する河川は、仙川・入間川・神田川の3河川であり、野川・石神井川の上流管理は北多摩北部建設事務所となっている。

表3.1 本計画の対象河川とその区間

河川名		管理区間		流路延長 km
		上流端	下流端	
荒川水系	石神井川	市境（小平市） 西東京市向台町六丁目	区市境（練馬区） 西東京市東伏見三丁目	4.2
	神田川	三鷹市井の頭三丁目	区市境（杉並区） 三鷹市井の頭一丁目	1.6
多摩川水系	野川	市境（国分寺市） 小金井市貫井南町四丁目	区市境（世田谷区） 狛江市東野川四丁目	11.6
	仙川	小金井市貫井北町三丁目	区市境（世田谷区） 調布市緑が丘二丁目	13.8
	入間川	調布市東つつじヶ丘一丁目	野川合流点	1.8
合計				33.0



図3.1 北多摩南部建設事務所 管内河川図

① 野川

野川は、国分寺市東恋ヶ窪の大池に源を発し、国分寺崖線の湧水を集めながら崖線下をほぼ南東に流れ、小金井市、三鷹市、調布市及び狛江市を経て、世田谷区二子玉川付近で多摩川に合流する。

北多摩南部建設事務所管内の管理区間の護岸は主に緑化ブロック積護岸となっている。



野川（谷戸橋下流）



野川（細田橋下流）



野川（小金井新橋下流）



野川（貫井新橋上流）

② 仙川

仙川は、小金井市貫井北町に源を発し、国分寺崖線上の武蔵野台地南部をほぼ南東に流れ、武蔵野市、三鷹市及び調布市を経て、世田谷区鎌田付近で野川と合流する。

北多摩南部建設事務所の管理区間の護岸は、主にコンクリート護岸や切梁式の鋼矢板護岸等となっている。



仙川（千羽橋上流）



仙川（野川宿橋下流）



仙川（花見橋上流）



仙川（貫井北町3丁目付近）

③ 入間川

入間川は、調布市東つつじヶ丘の国道 20 号線付近を上流端とし、狛江市東野川付近で野川と合流する。

護岸はコンクリート護岸や鋼矢板護岸等になっており、上部が梁構造となっている区間が大部分である。



入間川（野川合流点）



入間川（野川合流点上流）



入間川（橋場橋上流）



入間川（上流端）

④ 石神井川

石神井川は、小平市内の小金井ゴルフ場付近に源を発し、小平市、西東京市、練馬区、板橋区を経て北区で隅田川に合流している。

北多摩南部建設事務所の管理区間は、小平市境（西東京市向台町六丁目付近）から練馬区境（溜漕橋付近）までで、護岸形態は鋼管矢板護岸やコンクリート護岸等である。



石神井川（下野谷橋下流）



石神井川（東伏見橋下流）



石神井川（すすき橋下流）



石神井川（庚申橋下流）

⑤ 神田川

神田川は三鷹市内の井の頭池に源を発し、善福寺川、妙正寺川を合流しながら東京の中心部を流れ、日本橋川を分派したのち、隅田川と合流する。

北多摩南部建設事務所の管理区間は井の頭公園内（三鷹市井の頭三丁目）からみすぎ橋下流（三鷹市井の頭一丁目）で護岸はコンクリート護岸が主となっている。



神田川（みすぎ橋上流）



神田川（あしはら橋上流）



神田川（丸山橋上流）



神田川（よしきり橋上流）

3.2 管内の河川事業

(1) 河川の管理区分

北多摩南部建設事務所が管理する河川は、多摩川水系 3 河川（野川・仙川・入間川）と荒川水系 2 河川（石神井川・神田川）で、河川管理延長は約 33km となっている。

(2) 治水事業の概要

現在、河川整備計画に基づく治水対策を進めており、河道整備（護岸整備、河床掘削等）及び調節池等の整備を実施し、洪水による災害の発生の防止と軽減を図っている。

(3) 環境事業の概要

北多摩南部建設事務所では、河川整備に合わせて、自然環境を活かした多自然川づくりや水辺の緑化、親水性に配慮した緩傾斜護岸の整備、河川沿いの通路等の整備、水辺の景観形成等、うるおいのある水辺の創出に取り組んでいる。

また、野川第一、第二調節池及び周辺を対象として、都民と行政が連携して、自然再生事業を進めている。



石神井川親水施設



野川第二調節池

第4章 管内河川管理施設等の概要

4.1 堤防

堤防とは、流水が河川外（堤内地側）に流出することを防止するために設けられる構造物をいい、土堤及び護岸の総称である。

(1) 土堤

土堤とは、堤防のうち、土を主材料として設けられる構造物をいい、法覆工により法面に被覆されているものや、計画高水位以上の高さにパラペットが設置してあるものを含む。

(2) 護岸

護岸とは、堤防のうち、コンクリート、鋼矢板、コンクリートブロック等で構築された構造物をいう。

① コンクリート護岸

重力式擁壁、逆T式擁壁、扶壁（ふへき）式擁壁等、コンクリートで構築された自立式構造の護岸をいう。

② 石積・コンクリートブロック積護岸

石材、コンクリートブロック等で構築された護岸で、法勾配の急な（1：1未満）護岸をいう。

③ 石張・コンクリートブロック張護岸

石材、コンクリートブロック等で構築された護岸で、法勾配の緩やかな（1：1以上）護岸をいう。

④ 矢板護岸（鋼管杭を主構造とした護岸も含む）

鋼矢板（鋼管杭）等で構築された護岸をいう。自立式構造のものと、アンカー等の支保工により安定を保つ構造のものがある。



土堤



コンクリートブロック積護岸



コンクリートブロック張護岸



コンクリート護岸

4.2 河床構造物（根固工・水制工・床止工・護床工・魚道）

河床構造物とは、主に流水の作用から、堤防・河床を保護する目的で、河床に設けられる構造物をいう。

（1）根固工

河床の洗掘が著しい場所において、堤防の基礎前面の河床の洗掘を防止し、堤防の安定を図るために縦断的に設ける構造物をいう。

（2）床止工

河床の洗掘を防いで、河床を安定させ、河川縦断や横断形状を維持するために河川を横断して設けられる構造物をいう。床止工には落差工と帯工がある。比較的落差の小さいものを帯工という。

床止工はその機能と目的から以下の3つに分けられる。

- ア．河床勾配を緩和するためのもの
- イ．乱流を防止し、流向を定めるためのもの
- ウ．河床の洗掘又は低下を防止するためのもの

（3）護床工

床止工の上下流や、橋脚及び橋台の上下流等、洗掘を受けやすい河床や高水敷の損傷を防止するために設ける構造物をいう。

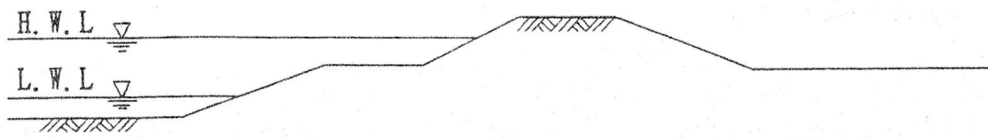
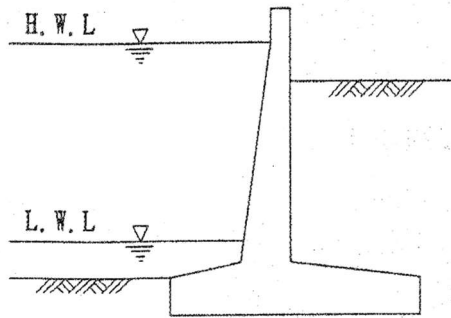
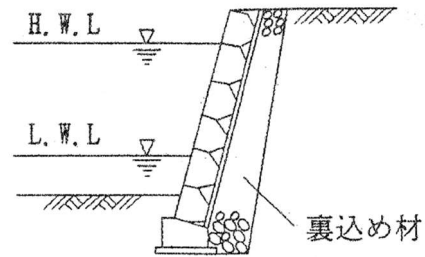


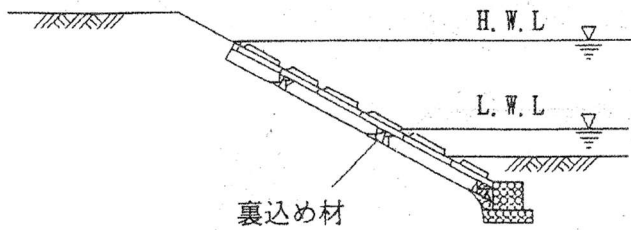
図 4.1 土堤一般図



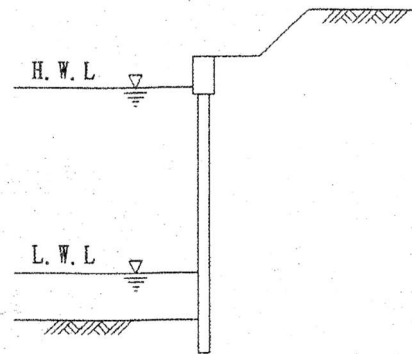
コンクリート護岸



石積・コンクリートブロック積護岸



石張・コンクリートブロック張護岸



矢板護岸

図 4.2 護岸一般図

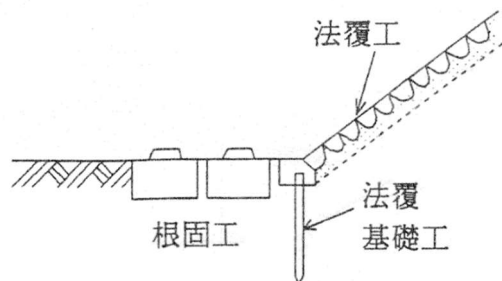


図 4.3 根固工一般図

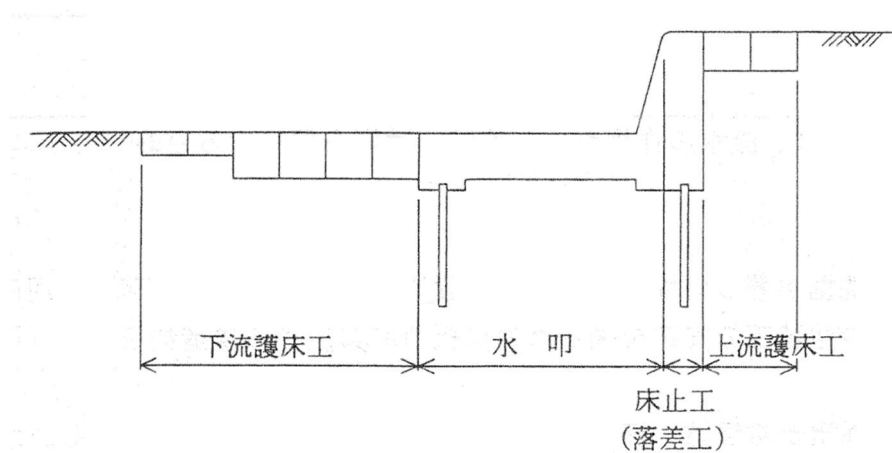


図 4.4 床止工（落差工）及び護床工 一般図



根固工



護床工

4.3 管理用通路

(1) 管理用通路

管理用通路は、河川の維持管理や水防活動等のために堤防等に設けられる河川管理施設である。なお、管理用通路は、流域の自治体において維持・管理を行っている箇所もある。

(2) 転落防止柵

管理用通路を利用する通行者の河川への転落事故を防止するために、堤防天端付近に設置する構造物をいう。

4.4 調節池

調節池とは、増水した河川の水を一時的に取り込み、下流の流量を減らして水害を軽減する、河川沿いに設置された貯留施設をいう。



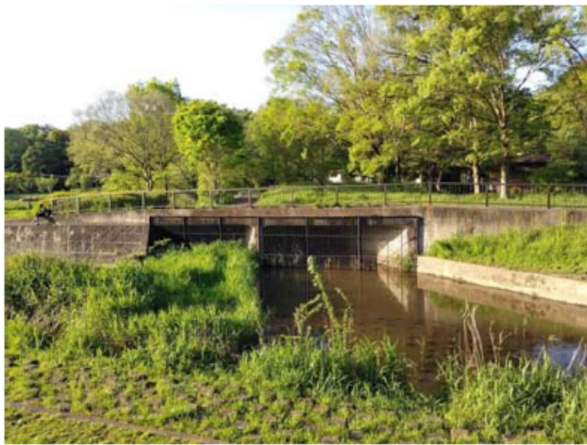
野川大沢調節池



向台調節池

4.5 分水路

分水路とは、河道の拡幅だけで洪水を負担するのが困難な場合に、河川の途中から新しく人工的に水路を建設し、下流で再び合流させる、もしくは、他河川に放流する構造物である。



仙川・小金井分水路



入間川分水路

4.6 水文・水理観測施設

水文・水理観測施設とは、「雨量観測所」、「水位観測所」及び「映像監視局」から成り、それぞれの地域の降雨量、河川水位及び河川状況を連続で観測し、住民への水防情報提供及び維持管理に役立てる等の目的で設置された施設をいう。

4.7 許可工作物

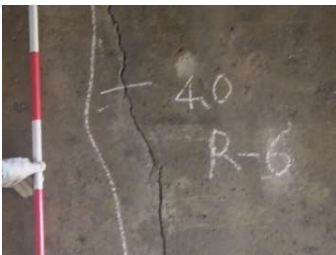
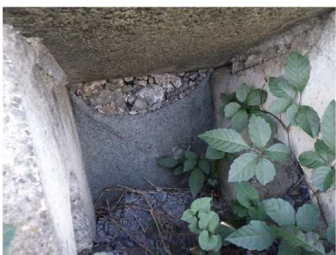
許可工作物とは、法第26 条第1 項の規定に基づき許可を受けて河川区域内に設置される工作物であり、主なものとしては橋梁、堰、電線、水道管等がある。

第5章 河川維持管理の課題

5.1 河川管理施設の変状事例

出水による影響や整備後の経年劣化等により、河川管理施設に以下のような変状が発生する場合があります。

河川管理施設 変状事例

河川管理施設		変状事例
堤防	土堤 (法崩れ)	
	石積(張)・コンクリートブロック積(張)護岸 (破損)	
	コンクリート護岸 (破損)	
	緑化ブロック (吸出し防止材破損)	
河床構造物	床止工、根固工 (変形)	

5.2 河川区域等の適正管理に関する課題

(1) 河川区域境界及び用地境界の課題

境界杭の破損や亡失等により、官民の用地境界や河川区域境界が不明確となっている箇所があり、河川区域や河川予定地の不法占用や不法投棄等の問題を引き起こし、河川区域や河川予定地の管理にあたり支障となることがある。官民の用地境界等が未確定である箇所もある。

(2) 不法行為

管内河川の一部の区域において、ごみ等の不法投棄や不法占用（工作物等）、占用工作物の許可面積超過等の違反行為が確認されており、管理上の支障になっているとともに、他の利用者による河川利用を阻害するケースも発生している。

(3) 不適正利用

管内河川においては、オープンスペースを活用した公園や散策路が整備され、多くの都民に利用されているが、一部において危険な自転車走行や、河川利用に伴う騒音、ごみ放置等の不適正利用が確認されている。

(4) 水難事故

容易に水辺まで近づくことが可能な河川においては、親水空間として多くの都民に利用されているが、急な増水や利用者の不注意等による水難事故の発生が懸念される。

5.3 河川環境に関する課題

(1) 水量

野川流域を流れる河川の一部では、渇水期に水涸れが発生し流水の減少が問題となることがある。原因は複合的で、降雨量だけでなく、流域の市街化に伴い雨水が地下に浸透する区域が減少したこと、用水の通水を停止したことや地下水汲み上げの影響などが考えられる。流水の減少等は、水質の悪化、生物の生育・生息・繁殖環境に大きな影響をもたらす。

水涸れ対策として、一部区間において、河床に不透水層（粘土層）を設ける工事を実施している。

野川小金井新橋上流側の水量の変化



通常時



水枯れ時

(2) 水質

管内の河川においては、下水道及び浄化槽の普及率が高く、水質は良好であるが、雨水管を經由し油などが流出する水質事故が発生することがある。

(3) 水質異常事故

事故の内容は油流出及び白濁が多くを占めており、原因不明のことが多い。これらの水質異常事故は、魚等多数の水生生物の斃死をもたらす要因となっている。

第6章 河川維持管理上求められる目標

河川維持管理目標とは、河道及び河川管理施設を維持管理すべき水準であり、時間の経過や洪水・地震等の外力、人為的な作用等によって、本来河川に求められる治水・利水・環境の目的を達成するための機能が低下した場合、これを的確に把握して必要な対策を行うために設けるものである。

河川管理の目的に応じて、洪水、地震等による災害の防止、河川の適正な利用、河川環境の保全等を適切に行うために、以下の目標を設定する。

6.1 洪水の安全な流下能力確保に係る目標

(1) 河道断面に係る目標

河道については、洪水を安全に流下させる河道断面及び勾配を確保することを目標とし、維持管理を行う。洪水に対しては、河川整備計画の計画流量の確保を維持管理の目標とする。なお、河川整備計画の計画流量が確保されていない未整備区間においては、これまでの河川改修等により確保された流下能力を維持する。

(2) 河床低下・洗掘対策に係る目標

河床低下・洗掘対策については、堤防等の施設の機能に重大な支障を及ぼさないことを目標とし、維持管理を行う。

(3) 河岸対策に係る目標

堤防堤脚部の浸食等については、堤防等の施設が十分に所要の機能を発揮することを目標とし、維持管理を行う。

(4) 河積阻害に係る目標

河道内の樹木及び土砂堆積については、原則、治水機能の確保を目標とし、維持管理を行う。ただし、治水上の安全性や流木・倒木に対する安全性を確認したうえで保全可能な場合は河川環境の保全に配慮するものとする。

6.2 施設の機能維持に係る目標

(1) 堤防に係る目標

堤防の安全性を確保するために、所要の耐浸透機能、耐浸食機能、耐震機能の確保を目標とし、維持管理する。

(2) 河床構造物（根固工・床止工・護床工）に係る目標

根固工・水制工・床止工・護床工は、耐浸食機能等所要の機能が確保されることを目標とし、維持管理を行う。

魚道に関しては魚類等の遡上・降下機能の確保を目的とし、維持管理を行う。

(3) 管理用通路に係る目標

管理用通路は、河川巡視や点検、水防活動等、河川管理上の通路として機能が確保されることを目標とし、維持管理を行う。

また、河川管理以外でも、散策路等として使用されているため、必要に応じてそれぞれの利用目的に配慮した維持管理を行う。

また、転落防止柵に関しては、歩行者や自転車等の安全な通行を確保できるよう維持管理を行う。

(4) 調節池・分水路に係る目標

調節池及び分水路は、洪水の取り込み及び排水等の所要の機能が確保されることを目標とし、維持管理を行う。

(5) 水文・水理観測施設に係る目標

水文・水理観測施設の観測対象（降雨量、水位等）を的確に観測できる状況を保つとともに、地域住民と所管する関係部署に水防情報を確実に伝達することを目標とする。

(6) 許可工作物に係る目標

許可工作物については、河川管理施設と同等の治水上の安全性を確保することが必要であり、適切な時期に設置者による点検がなされ、当該工作物を良好な状態に保つよう維持修繕がなされることを目標とする。

6.3 河川区域等の適正管理に係る目標

河川には、流水の利用、河川区域内の土地の利用等があり、これらの多様な河川利用者間の調整を図り、流水阻害の防止及び河川環境への配慮を踏まえ、河川の土地及び空間が公共用物として適正に利用されることを目標とし、維持管理を行う。

6.4 河川環境の保全に係る目標

当該河川における生物の生息・生育・繁殖環境、河川利用、河川景観、水質等の状況を勘案し、河川整備計画に定められた内容を踏まえ、河川環境を適正に保全することを目標とし所管する関係部署等と連携して維持管理を行う。

第7章 河川の状態把握

自然公物である河川の維持管理は、現状を把握し、その結果を分析、評価することが重要である。河川の状態を把握する取組は、下記の通りである。

7.1 基本データの収集

(1) 水文・水理等観測

降雨量、水位等のデータは、河川管理上特に重要となる基礎的資料となるため、自動観測等で常時観測し、データについては適切に保管する。

観測施設、機器の点検については以下を基本とする。

- ① 点検の内容等は、最新の「河川砂防技術基準 調査編」を参照し、決定する。
- ② 観測施設に付属する電気通信施設については、年1回以上の総合的な点検を実施する他、必要に応じて落雷等による機器の異常の有無を確認する。
- ③ 必要とされる観測精度を確保できない観測施設、機器の変状を確認した場合、適切に対処する。
- ④ 樹木の繁茂等により降雨量、水位観測等に支障が出る場合には、伐開等を実施する。

(2) 測量

現況河道の流下能力、河床の変動状況等を把握するため、測量を実施する。なお、必要に応じて、航空機やUAV（ドローン）等を用いたレーザ測量や写真測量等により、効率的な河川の状態を把握する。

① 縦横断測量

河川巡視や点検等で河床の変動が見られた場合や、大きな出水等が発生したときなど、必要に応じ縦横断測量を実施する。

② 地形測量及び写真測量

平面図を作成するための地形測量や写真測量は、縦横断測量に合わせて必要に応じて実施する。平面図を修正した場合には、過去の成果との重ね合わせにより、みお筋、平面形状、河道内の樹木等の変化を把握する等積極的に活用する。

(3) 河道内樹木調査

樹木の繁茂速度は河川や地域によって様々であるが、伐開した区域の再生状況や新たな樹林化の状況については、年1回程度の目視点検により確認する。

また、必要に応じて、河道内の樹林の進行の変化を把握するために、写真測量やALB（航空レーザ測深）、UAV（ドローン）等から得られる点群測量データを活用し、樹木繁茂量や樹高の変化を経年的・定量的にモニタリングの実施を検討する。

(4) 河川環境の基本データ

変化していく自然環境に応じた順応的な維持管理を行っていくため、地域住民や市民団体等と連携し、必要に応じて基本データの収集を図る。

7.2 堤防点検等のための環境整備

堤防の表面の変状等を把握するために行う堤防の除草は、堤防又は高水敷の規模、状況等に応じ適切な時期に行う。

7.3 河川巡視

河川巡視とは、定期的・計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するものである。河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、気象条件や利用状況等を勘案し、適切な時期に実施するものとする。

河川巡視は、「法定河川監察実施細目」等の規定に基づき、適切に行うこととする。

(1) 平常時の河川巡視

①一般巡視

一般巡視は、年間を通じて計画的に実施するものとし、気象条件や利用状況、過去の巡視や点検結果等を勘案して、適切な時期及び頻度で実施するものとする。

巡視の実施にあたっては、不法行為、不適正利用が発見された箇所及び行われる可能性が高い箇所を「重点地区」として指定し、重点的に巡視を行う。それ以外の箇所についても、年に1回以上は必ず巡視を行うものとするが、「7. 4 点検」等の機会も活用して効果的かつ効率的に実施する。

実施方法は、河川の状況を十分に把握できる方法により実施する。

②目的別巡視（是正対応監察）

不法行為、不適正利用が発見された箇所については一般巡視とは別に巡視を行い、より詳細な状況の把握や違反者に対する是正指導等を行う。不法行為や不適正利用の状況等によっては、夜間や休日の巡視を行うことも検討する。

占用許可区域や許可工作物、許可行為については、土地の占用状況や工作物等の設置状況、遵守事項や条件違反の有無、許可した行為の実施状況を確認する。

③ 目的別巡視（河道・河川管理施設等の異常に関する状況把握）

河道や河川管理施設等の異常や、渇水期の瀬切れの状態や植生、外来生物の状況等について、目視により確認可能な経時的な変状の発見に努める。

(2) 出水時の河川巡視

洪水等による出水時の河川巡視は、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設等及び堤内地の浸水等の状況を概括的かつ迅速に把握するとともに、水防作業状況等についても把握する。

出水時の河川巡視により漏水や崩壊等の異常が発見された箇所においては、直ちに水防作業や緊急的な修繕等の適切な措置を講じる必要があるため、関係機関との情報連絡を密にする。

また、『東京都水防計画』で定めている水防上注意を要する箇所については、優先的に巡視を行う。

7.4 点検

点検とは、点検対象とする河道や河川管理施設の治水上の機能について異常及び変化等を発見・観測・計測等することを目的として行う。

なお、河道、河川管理施設はそれぞれ個々に点検し状態を把握するだけでなく、河川全体としてそれらの状態を把握することにより、出水への対策の必要性、優先度を総合的に判断し、より適切な維持管理を行う。

(1) 平常時の点検

①堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道

区分		実施基準等
堤防	土堤	全箇所を対象に、原則として1年に1回以上、出水期前に実施する。 具体的な点検方法は、「東京都堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道の点検要領」に基づいて実施する。
	護岸	
その他河川管理施設	河床構造物	
	調節池・分水路	
	管理用通路	
河道		

②機械設備・電気通信施設

ア. 機械設備

点検区分		点検頻度	点検内容
定期点検	月点検	出水期には毎月1回以上、非出水期には2～3ヵ月に1回以上	・管理運転・目視点検 ①設備の運転機能の確認 ②システム全体の故障発見
	年点検	年1回適切な時期に実施	・装置、機器の健全度把握 ・システム全体の機能確認 ・劣化・損傷等の発見
運転時点検		運転前、運転中、運転後	・始動条件、運転中の状態把握 ・次回の運転に支障が無いことの確認 ・異常の兆候の早期発見

なお、具体的な点検方法は、「河川用ゲート・ポンプ設備の点検・整備等に関するマニュアル」等に基づいて実施する。

また、法令に係る点検も含めて実施する。

イ. 電気通信施設

電気通信施設については、「電気通信施設点検基準（案）」により、以下の事項に留意して点検する。

- ・設備・機器の外観、損傷、異常音、異臭、発熱、発煙等の有無や電気・制御室内の状況
- ・表示ランプの表示状態
- ・計測器等の指示値が正常値内であること

ゲートの運転・操作時においては、CCTV、その他の監視機器並びに遠方操作盤・監視盤等により適切に状態把握を行うほか、現地の電気通信施設について状況を確認する。

(2) 出水後等の点検

出水後等の点検は、出水状況等を考慮し、河川管理施設の被災、河道の変状等に着目し、目視等により実施する。

①堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道

区分		実施時期等
堤防	土堤	気象情報、水位観測所等から出水状況等を考慮し、実施する。
	護岸	
その他河川管理施設	河床構造物	
	調節池・分水路	
	管理用通路	
河道		

②機械設備・電気通信施設

区分	対象	内容
機械設備	原因となった異常事象の内容や緊急性等を考慮し、各施設において決定する。	出水等が発生した場合に設備への外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認を目的に実施する。
電気通信設備		

(3) 地震後の点検

地震後の点検は、一定規模の地震発生後、安全に十分留意しつつ、河川管理施設等の状況等を把握するために行う

①堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道

区分		実施時期等
堤防	土堤	震度 5 弱以上の地震発生後、観測された地域を対象に適宜実施する。 また、震度 4 以上が観測された地域で施工中の河川工事等においては別途点検を実施する。
	護岸	
その他河川管理施設	河床構造物	
	調節池・分水路	
	管理用通路	
河道		

②機械設備・電気通信施設

区分	対象	内容
機械設備	震度 4 以上が観測された地域の内、機械設備及び電気通信施設を伴う河川管理施設から、異常事象の内容や緊急性等を考慮し、決定する。	出水等が発生した場合に設備への外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認を目的に実施する。
電気通信設備		

(4) その他点検

① 親水施設等の安全利用点検

緩傾斜河岸等の親水施設や、水遊び等による水面利用が多い区域については、「河川（水面を含む）における安全利用点検に関する実施要領（平成21年3月13日国河環第106号）」に基づき、毎年、実施計画を定め、利用者が多くなる時期の前に点検を行うものとする。

② 許可工作物の点検

許可工作物の設置者は、法第15条の2の規定により、当該工作物を良好に保つよう維持、修繕することが義務づけられており、設置者による適切な点検が必要である。このことを踏まえ、設置者へ点検の指導等を適切に行うとともに、必要に応じて設置者に立ち会いを求めて点検の結果を確認する。

また、許可工作物の変状を確認した場合等には、設置者に臨時の点検実施等を指導する。

7.5 河川施設情報等の管理

竣工図、巡視・点検結果、補修履歴といった河川施設の管理に必要な情報は多岐にわたり、かつ膨大なものとなるため、効率的にデータ管理が行えるよう、データベース化して蓄積する。

7.6 河川の状況把握の分析、評価

補修等の維持管理を適切に実施するため、河川巡視、点検による河川の状況把握の結果を分析、評価する。

第8章 維持管理手法

河川の維持管理は、本来河川に求められる治水・利水・環境の目的を達成するための機能が低下した場合、必要な対策を行うものである。

必要な対策は、以下のとおりとする。

8.1 洪水の安全な流下能力確保

(1) 河道流下断面の確保

所要の河道流下断面を確保するため、点検又は出水後等に必要に応じて実施する河川巡視等の結果を踏まえ、河道の変化による流下能力の状況を把握し、計画や現況の流下断面が確保できない場合は必要な対策を行う。

(2) 河床低下・洗掘対策

堤防や構造物基礎周辺の河床が低下すると災害の原因となる。そのため、河床低下の早期発見とともに、継続的な状況把握を行い、護床工などの対策を行う。

(3) 河岸対策

河岸の変状は、点検又は河川巡視等により早期発見に努めるとともに、堤防の防護機能に支障をきたす場合には、河川環境に配慮しつつ必要な対策を行う。

(4) 河積阻害対策

河道内の樹木及び土砂堆積は、流下能力等の治水面、生態系・景観などの環境面の機能を確保するよう、点検又は河川巡視等による状態把握に基づいて、適切にしゅんせつや伐開等の対策を行う。

河川区域内において行う樹木の伐開については、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（治水課長平成10年6月19日建河治発第44号）」により実施している。伐開した樹木については、再繁茂抑制措置を講じる。

8.2 施設の機能維持

(1) 河川管理施設一般

堤防、その他河川管理施設の土木施設部分が被災すると、大きな災害に至ることが懸念される。このため河川管理施設等が良好な状態に保たれ、出水時等に所要の機能が確保されるよう維持管理を行う。

維持管理にあたっては、点検、その他の方法により状態把握を行い、損傷、腐食、劣化等の変状、その他の異常を把握した場合は、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な対策を行う。

その判断基準については、原則、以下のとおりとする。

区分		対策実施の判断基準
堤防	土堤、護岸	状態把握の結果、堤防の機能に支障をきたすとき
その他河川管理施設	河床構造物	構造物の機能等に支障をきたすとき
	調節池・分水路	状態把握の結果により判断することを基本とする。 ・土木施設は、円滑な取水、排水の実施や、貯留水の施設外への流出防止等に影響を及ぼすとき ・機械設備は、機能や動作に支障をきたすとき
	管理用通路	状態把握の結果、水防活動時等に使用する通路としての機能や通路としての機能に異常が確認されたとき

なお、具体的な対策や措置方法については、各施設の構造、過去の被災事例等を踏まえ、洪水等に対する安全性の確保、安定した水利用の確保、河川環境の整備保全、適正な河川の利用の促進などを総合的に判断したうえで実施する。

また、対策にあたっては、施設の長寿命化を踏まえた対策を実施し、長期的なコスト削減を図る等、計画的に補修等の対策を行うよう努める。

(2) 水文・水理観測施設

水防活動及び河川管理に必要な情報の収集と提供を迅速に行うため、機器の特性に応じて点検を行い、機能を保全する。

点検は、施設の設置環境に応じて、機器の状態確認を行う巡回点検、機器単位の性能・機能確認を行う個別点検、施設の総合的な性能・機能確認を行う総合点検等により実施する。

(3) 許可工作物

河川管理施設が有する安全性を考慮し、施設の安全性が不十分と判断される場合には、設置者に対して早急に改善するよう指導監督を実施する。

許可工作物の違反行為が確認された場合には、速やかに是正指導を行うこととする。当該違反行為が河川管理上重大な支障があると認められる場合には、「8.3 (3) 不法行為に対する措置」を参考に、適切な措置を講じるものとする。

また、許可（新規・更新）にあたっては、設置者により許可工作物が良好な状態に維持管理がなされるよう、必要な許可条件を付与する等、河川管理の支障とならないよう適切に処理する。

8.3 河川区域等の適正管理

(1) 河川台帳の調製

一級河川については、国が河川の台帳を調製、保管することとなっており、うち、都管理河川において河川法施行令（昭和40 年政令第14 号）第5 条及び第6 条に規定する記載事項に変更があった場合は、国へ速やかに報告するものとする。

(2) 河川区域境界及び用地境界

河川区域（権原を取得した河川予定地を含む）の土地の維持管理を適切に行う前提として、官民の用地境界や河川区域境界等を明確にする必要があるため、適切な位置に境界標（杭）等を設置するよう努める。

境界標（杭）等については、破損や亡失した場合に容易に復旧できるよう、その位置を座標により管理することを基本とする。また、必要に応じて河川管理者名等を明記した標識等を設置し、境界の周知に努める。

(3) 不法行為に対する措置

①不法投棄

不法投棄を発見したときは、行為者の特定に努め、行為者に対して速やかに撤去するよう指導を行う。投棄物からの油等の流出により水質汚濁のおそれがある場合は、速やかに拡大防止策を講じる。悪質な行為については、警察や自治体と協力して刑事告発等を検討する。

管理上重大な支障があると認められ、かつ行為者が原状回復に応じない場合や行為者が不明な場合は、河川管理者が不法投棄物を撤去したうえで、行為者が判明している場合には原因者負担金（法第67条）を徴収する。

再発防止策として、警告看板の設置や、重点的な巡視、地域や関係機関との連携及び一斉清掃等を実施する。

②その他の不法行為対策

不法工作物の設置や河川敷地の不法占用等の不法行為を発見したときは、行為者の特定に努め、必要に応じて河川部や関係機関と連携して是正指導等を行うとともに、警告看板を設置する等、再発防止に努める。

ホームレスに対しては、「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法（平成 14 年法律第105 号）」等の趣旨を踏まえ、福祉部局等と連携して自立を促す等により退去させることを基本とする。

占用許可区域における違反行為を発見したときは、許可受者に対して是正指導を行うとともに、再発防止のための指導監督を行う。

なお、ホームレスの設置物が確認された箇所は「重点地区」に指定して重点的に巡視を行い、注意、警告又は清掃を実施する等より、居住スペース等の拡大防止及び衛生環境の悪化の防止を図るとともに、市の福祉部局に対しホームレスの自立にむけた取組みを依頼する。

行為者が指導等に従わない場合や行為者が不明の場合、管理上重大な支障があると認められるときは、必要に応じて法令等に基づく処分等、適切な措置を講じるものとする。悪質な行為については、警察と協力して刑事告発を検討するものとする。再発防止策として、警告看板の設置や、重点的な巡視、地域や関係機関との連携等を実施する。

(4) 不適正利用に対する措置

注意喚起看板の設置等により利用マナーの周知を図るものとし、危険行為や迷惑行為を発見した場合は、行為者に対する指導を行う。

ホームレス等による放置荷物等が発見した際は「注意書」「警告書」等を貼付けて当該荷物等の移動を促し、不適正利用の是正を図る。

(5) 河川の安全利用の確保

河川利用に対する危険又は支障を認めた場合には、河川や地域の特性等も考慮して、危険性の表示、情報提供、河川利用に伴う危険行為禁止等の教育・啓発の充実、立入禁止区域の設定等の応急措置等の必要な対応を速やかに行う。点検の結果、河川や河川管理施設が本来有すべき安全性を満たしておらず、河川の安全利用を確保する観点から対策が必要と認められる場合には、その対策方法を検討し、必要な措置を行う。

また、「東京都河川水難事故防止対策計画」に基づき、河川部が作成するパンフレットを用いて地域住民や教育機関等に対して啓発を行うとともに、必要に応じて危険箇所等に看板を設置する等、注意喚起に努める。

占用地については、許可受者が詳細点検、対策検討、措置等を行うものであるが、許可受者から河川管理者に対し、詳細点検や対策検討及び措置を共同で行うよう協議があった場合には、状況に応じて共同して必要な対策を検討する。

(6) 旧河川敷地の維持管理

改修工事の完成等に伴い、河川区域の変更又は廃止の見込みがある場合は、河川部との協議に基づき、必要性について十分検討する。河川区域の土地として不要である場合には、河川区域内の土地の管理等に関する通知等に則り当該河川区域の変更又は廃止手続きを行うとともに、旧河川敷地の処分を適切に行うものとする。

旧河川敷地の維持管理は、河川区域に準じて適切に行う。

(7) 河川予定地の維持管理

河川予定地についても、巡視等により状況把握を行う等、河川区域に準じて維持管理を行う。

不法な掘削や不法工作物の設置等の違反行為が確認された場合は、河川区域に準じて速やかに是正指導や再発防止対策の実施等、適切な措置を講じるものとする。

(8) 河川法 99 条による管理

河川法99条に基づき、以下の区間で地元市に一部河川管理施設の管理を委任している。

野川

管理境～谷戸橋	右岸	狛江市
谷戸橋～小足立橋	右岸	狛江市
	左岸	調布市
小足立橋～槽嶺橋	右岸	狛江市
野川大橋～高谷橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
高谷橋～小金橋	右岸	調布市
小金橋～箕和田橋	右岸	狛江市
	左岸	調布市
箕和田橋～野川橋	右岸	狛江市
野川橋～大町橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
大町橋～車橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
車橋～京王線	右岸	調布市
	左岸	調布市

野川（前頁より続き）

京王線～馬橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
馬橋～中島橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
中島橋～おかね橋	右岸	調布市
おかね橋～細田橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
細田橋～大橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
大橋～一の橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
一の橋～榎橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
榎橋～琥珀橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
琥珀橋～又住橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
又住橋～橋場橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
橋場橋～中耕地橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
中耕地橋～御塔坂橋	右岸	調布市
	左岸	調布市
八幡橋～棒沢橋	右岸	三鷹市
棒沢橋～野水橋	左岸	三鷹市
野水橋～飛橋	右岸	三鷹市
相曽浦橋～御狩野橋	右岸	三鷹市
	左岸	三鷹市
小金井新橋～中前橋	左岸	小金井市
中前橋～天神橋	右岸	小金井市
	左岸	小金井市
大城堀橋～前原野川橋	右岸	小金井市
	左岸	小金井市
前原野川橋～西之台橋	右岸	小金井市
	左岸	小金井市

仙川

弁天橋～緑橋	右岸	調布市
仙羽橋～東一の橋	右岸	調布市、三鷹市
	左岸	調布市
東一の橋～谷端二の橋	右岸	三鷹市
	左岸	三鷹市
谷端二の橋～谷端三の橋	左岸	三鷹市
勝渕橋～稲荷橋	右岸	三鷹市
	左岸	三鷹市
稲荷橋～上仙川橋	右岸	三鷹市
	左岸	三鷹市

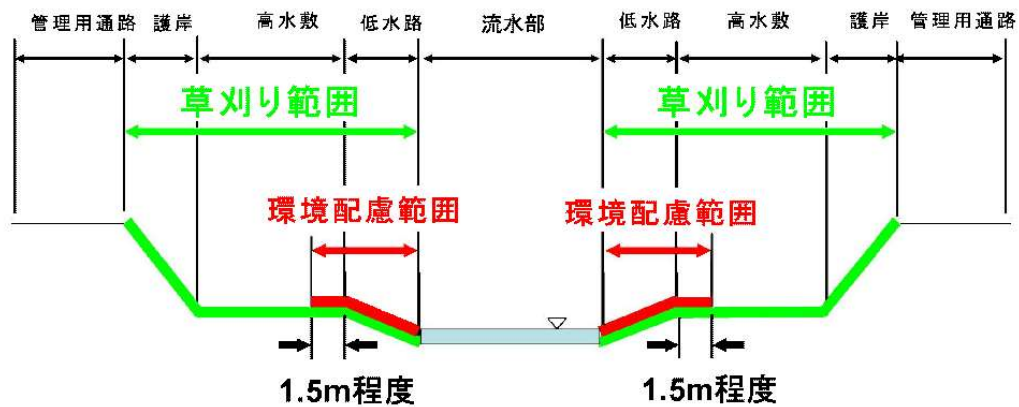
神田川

管理境～みすぎ橋	右岸	三鷹市
みすぎ橋～神田橋	右岸	三鷹市
	左岸	三鷹市
神田橋～井の頭線	左岸	三鷹市
丸山橋～あしはら橋	左岸	三鷹市

(9) 野川の草刈りについて

野川では、1年に3回の草刈りを実施し、環境配慮範囲（水際）は、1回目・2回目・3回目と、草を刈る範囲を変えることで、自然環境に配慮する。

<横から見た図>



<上から見た図>

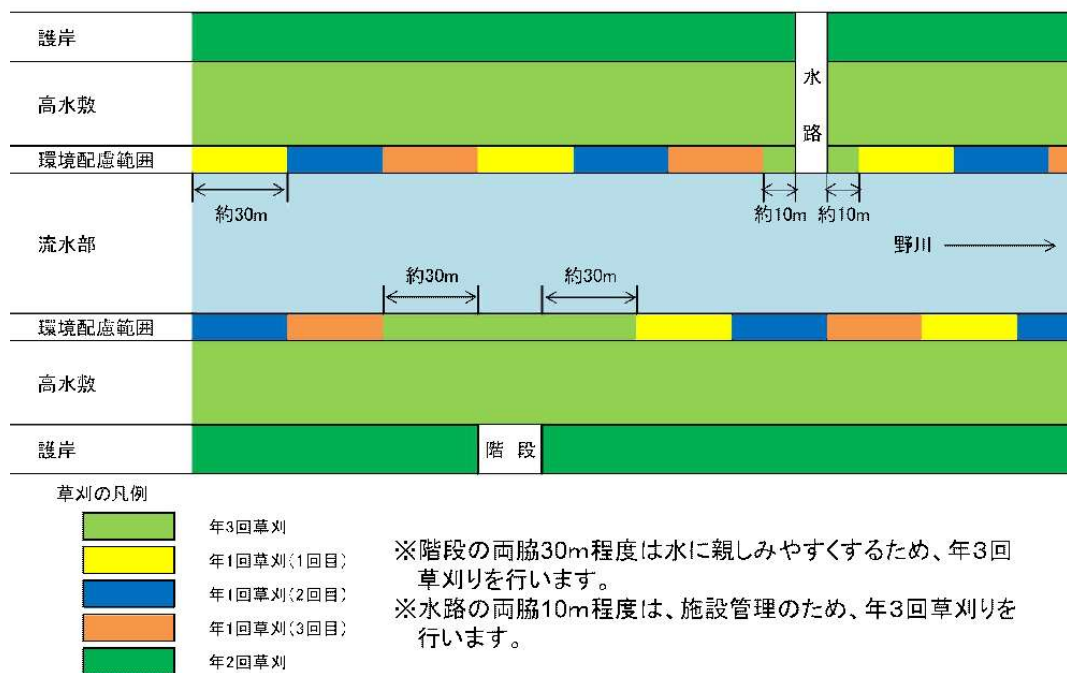


図 8.1 野川における草刈りイメージ

8.4 河川環境の保全

良好な河川環境が保全されるよう、自然環境や河川利用に係る河川の状態把握を実施し、関係部署と連携して適切に維持管理を行う。状態把握は、平常時の河川巡視により行う。

(1) 生物の生育等について

必要に応じて定期的な観察や生物調査等を実施し、生物に関する現状と過去からの変遷等を踏まえ、適切な維持管理を行う。

許可工作物についても、管理者に同様の対応がなされるように努める。

(2) 河川景観の維持・形成について

河川の自然的背景や、地域の歴史的・文化的背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観が維持されるように努める。

(3) 水質の保全について

河川における適正な水質が維持されるよう、状態把握に努め、関係部署と連携して適切に維持管理を行う。

8.5 水質異常事故対応

「水質異常事故対策マニュアル」に基づき、速やかに流出の拡大防止措置、現地回復措置及び関係機関等への通報連絡を行うとともに、環境部局及び地元市と連携して、原因者に対する指導等の適切な措置を行う。

8.6 水防のための対策

出水や洪水時の対応のため、所要の資機材の確保に努めるとともに、水防態勢を確立し、水防管理団体が行う水防活動等との連携に努める。

水防活動の対応にあたっては、『東京都水防計画』に基づいて実施する。

8.7 サイクル型維持管理

河道や河川管理施設において、持続的に安全を確保するには点検等により把握された変状を分析・評価し、対策等を実施していく必要がある。

そのため、河川維持管理にあたっては、河川巡察、点検による状況把握、維持管理対策を繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価し、河川維持管理計画で示す実施内容に反映していくというPDCAサイクルを構築していく。

なお、状況把握や維持管理対策等について、DX推進を背景に新しい技術が開発された場合は、積極的に取り入れ、適切な維持管理に努めていく。

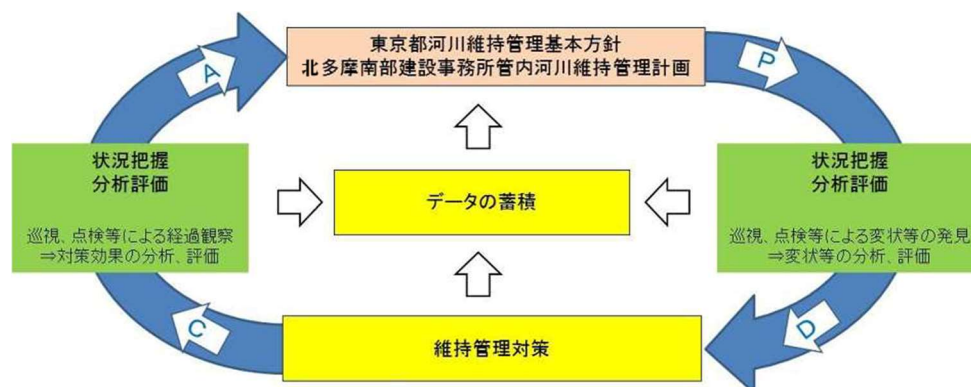


図 8.2 サイクル型維持管理体系のイメージ